

「災害支援ナース登録」実施要領

1. 目的

災害支援ナースには自己完結型の活動が必要であり、一定の知識や技術、判断能力が求められることから、多岐にわたる業務に対応できる人材を確保するために、登録要件を規定した上で災害支援ナース登録をし、災害発生時の派遣要請に対し、より迅速かつ円滑な派遣を実施できることを目的とする。

2. 登録要件・更新要件

(1) 登録要件

以下の①～④の要件すべてを満たすこと。

- ① 看護師の資格を有し、当協会の会員であること
- ② 看護職として5年以上の実務経験があること
- ③ 災害医療と看護(実践編)を修了していること
*他都道府県看護協会主催の災害医療と看護(実践編)も含む。
- ④ 在籍施設の看護管理者が適任と認める者(勤務先がない者はこの限りでない。)

(2) 更新要件

災害支援ナースの知識や技術の継続、新しい情報の習得等のため、原則として2年に1回は、研修(災害支援ナース更新・再登録要件講習会(旧:災害支援ナースフォローアップ研修)、DMAT研修等)または、防災訓練(九都県市合同防災訓練千葉県会場・DMAT訓練等で、救護所におけるトリアージや避難所での救護活動等の実践的訓練があるもの)のいずれかに参加すること。

3. 登録

(1) 千葉県看護協会災害看護研修修了者の手続

- ① 看護協会は、災害医療と看護(実践編)の受講修了日に、修了者に対し新規登録について推奨し、登録申請書を配布する。
- ② 登録いただける者は、登録申請書を記入して、所属施設の看護管理者に提出する。
- ③ 看護管理者は、登録要件を確認し、登録申請書内の承諾書を記入する。
- ④ 看護管理者(施設)は、Webにより、災害支援ナースの新規登録をする。

(2) 千葉県看護協会以外の研修修了者の手続

- ① 登録要件を満たし登録いただける者は、登録申請書を記入して、修了した他都道府県看護協会の災害医療と看護(実践編)のプログラムを添えて所属施設の看護管理者に提出する。
- ② 看護管理者は、登録要件を確認し、登録申請書内の承諾書を記入する。
- ③ 看護管理者(施設)は、登録申請書に修了した他都道府県看護協会の災害医療と看護(実践編)のプログラムのコピーを添えて千葉県看護協会に送付し、千葉県看護協会にて内容確認の上、登録をする。
なお、登録申請は時期を問わず可能である。

4. 登録内容の変更

- (1) 登録内容に変更が発生した者は、登録内容変更申請書を記入し、所属施設の看護管理者に提出する。
- (2) 看護管理者は、変更内容を確認し登録内容変更申請書内の承諾書を記入する。
- (3) 看護管理者（施設）は、Webにより変更内容を入力する。

5. 登録の取消

- (1) 登録を取消する者は、登録取消申請書を記入し、所属施設の看護管理者に提出する。
- (2) 看護管理者は、登録取消を確認し、登録取消申請書内の承諾書を記入する。
- (3) 看護管理者（施設）は、Webにより登録取消を入力する。

6. 登録の更新

- (1) 登録者の更新は、2年毎とする。
- (2) 千葉県看護協会は、毎年4～5月に看護管理者宛に更新の依頼をする。

7. 派遣方法

- (1) 日本看護協会等から派遣要請があった場合、千葉県看護協会は事前登録された災害支援ナース(経験・専門性)から、要請に応じて派遣編成(班編成)案を作成し、看護管理者に承諾を得る。
- (2) 千葉県看護協会は、看護管理者の承諾を得た上で、派遣要請先に派遣の決定を行う。
なお、災害発生状況によっては、この限りではない。

8. 個人情報の取り扱い

災害支援ナース登録・変更・更新で取得した個人情報については、以下の目的に使用し、他の目的には使用しない。

- (1) 災害支援ナースの登録に関する事務
- (2) 災害支援ナースの派遣に関する事務
- (3) 災害支援ナースに係る研修に関する事務

9. その他

- (1) 施設専用ページの利用がない施設及び個人会員は、千葉県看護協会において新規・変更等の登録を行う。
- (2) 登録の関係書類は、千葉県看護協会ホームページからダウンロードすることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月4日から施行する。

この要領は、平成27年6月23日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

「災害支援ナース登録」事務処理要領

1 登録要件改正にかかる措置について

災害医療と看護(実践編)未修了の登録者については、登録抹消とはせずに、平成30年度までに当該研修を受講するよう努めるものとする。もし、受講しなかった場合は登録を取り消すこともある。

2 再登録の場合の登録要件について

(1)再登録とは以下の場合とする。

- ①更新要件を満たせずに、更新できなかったが、その後に要件を満たした方
- ②年度会員にならなかつたため登録継続とならず、次年度以降に年度会員となり、再登録を希望する方
- ③施設都合や自己都合により登録を抹消した後に、登録可能な状況となり再登録を希望する方

(2)再登録の要件

前回登録時以降に登録要件研修または更新要件研修・訓練を修了していること。

*災害支援ナース更新・再登録要件講習会（旧：災害支援ナースフォローアップ研修）対象者として「災害支援ナース登録者」以外に、「災害支援ナース再登録希望者」を追加する。

但し、災害医療と看護(実践編)未修了の再登録希望者は、災害支援ナース更新・再登録要件講習会（旧：災害支援ナースフォローアップ研修）よりも、災害医療と看護(実践編)を優先して受講すること。

3 登録の継続について

3月末日現在の登録者が、次年度会員手続きが遅れ、一時的に非会員になった場合は、会員登録後に復活登録となる。但し、この扱いは年度継続された場合のみとし、会員資格が切れた年度があるときには、自動的に復活登録はしない。

4 更新要件研修または防災訓練の内容

No	研修・訓練等の種類	可否
1	災害支援ナース更新・再登録要件講習会(平成28年度以降) 災害支援ナースフォローアップ研修(平成27年度以前)	○
2	災害支援ナースの基礎知識(平成28年度以降) 災害医療と看護(基礎編)(平成27年度以前)	×
3	災害医療と看護(実践編)	○
4	DMAT研修ほか上記以外の研修 *プログラム等の内容により判断	△
5	九都県市合同防災訓練千葉県会場	○
6	DMAT訓練	○
7	その他の防災訓練 *救護所におけるトリアージや避難所での救護活動等の実践的訓練があるものとし、内容・報告書により判断	△

5 災害支援ナース更新・再登録要件講習会（旧：災害支援ナースフォローアップ研修）の修了要件

- (1) 受講時間が、全体の5分の4に達している場合は修了とみなす。
- (2) 「災害支援ナース」に登録されている講師・ファシリテーターの方についても、参加時間が、全体の5分の4に達している場合は修了とみなす。

6 登録者の所属施設変更について

- (1) 所属変更があった場合においても、原則的に災害支援ナースの登録は継続とする。
- (2) 所属変更があった場合は、千葉県看護協会から新施設の看護管理者に連絡する。

①新施設で登録承認の場合

看護管理者は、登録者本人から新たな申請書を提出させて、承諾書欄にサインをしてから、申請書のコピーを千葉県看護協会に送付するか、Webにて直接職場承認欄(承認済・責任者氏名)を入力する。

②新施設で登録承認不可の場合

看護管理者は、登録者本人から「災害支援ナース登録取消届」を提出させて、承諾書欄にサインをしてから、登録取消届のコピーを千葉県看護協会に送付するか、Webにて直接登録削除の入力をする。

7 その他

申請書の本紙は施設の管理者が保管するものとする。

附則

この要領は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。